

2018年3月1日

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に則り、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定いたしましたので、公表します。

当行は、金融サービスの高度化を目的に、オープン・イノベーション（外部との連携・協働による革新）を促進させるべく、利用者保護を確保しつつ、多様な電子決済等代行業者との連携及び協働を推進してまいります。

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の内容については、次頁をご参照下さい。

以 上

報道機関からのお問い合わせ先  
営業統括部 フィンテック推進室 磯中、野崎  
TEL (048) 641-6111 (代表) 内線 2401、2408



## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

武蔵野銀行（以下、「当行」といいます）は、金融サービスの高度化を目的に、金融機関とフィンテック企業等とのオープン・イノベーション（外部との連携・協働による革新）に向けた環境整備のため、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定・公表します。

当行の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」は以下の通りです。

当行は、これを変更する場合には、ホームページによりお知らせします。

1. 当行は、オープン・イノベーションを促進する観点から、利用者保護を確保することに留意しつつ、多様な電子決済等代行業者（※1）との連携及び協働を図っていくことを基本方針とします。
2. 当行は、顧客サービス及び利便性向上のため、2019年春を目途に個人のお客さまを対象とする更新系API（※2）の整備を行う予定です。
3. 当行は、顧客サービス及び利便性向上のため、2019年春を目途に個人のお客さまを対象とする参照系API（※3）の整備を行う予定です。
4. 当行は、上記2及び3の整備を行うにあたっては、システムベンダー等の第三者に委託して、APIシステム的设计・運用及び保守を行う予定です。
5. 当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は、以下のとおりです。

連絡先	武蔵野銀行 営業統括部 048-641-6111（代表）
-----	------------------------------

以 上

- ※1. 銀行法等の一部を改正する法律（2017年6月2日公布、平成29年法律第49号）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」という。）第2条第18項に定める事業者で、別途当行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者となります。
- ※2. 更新系APIとは、改正銀行法第2条第17項第1号に定める行為を含む、取引指図や情報の更新等を行うためのAPIをいいます。
- ※3. 参照系APIとは、改正銀行法第2条第17項第2号に定める行為を含む、口座残高や明細等を参照するためのAPIをいいます。